平成２２年（フ）第５４８号
大阪府和泉市浦田町浦田町330番地、開始時の住所堺市西区山田２丁54番地４
破産者　森山　佳直
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６６３号
大阪府富田林市北大伴町３丁目２番３号
破産者　西村　晃一
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４２９号
兵庫県尼崎市稲葉荘３丁目６番18号、前住所地高知県高知市桟橋通５丁目１番７号
破産者　伊野部巧治
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８２号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番１―411号
破産者　田口　征剛
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０４８号
兵庫県西宮市神明町７番３―406号
破産者　大田　悦夫
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１０号
兵庫県高砂市荒井町蓮池３丁目６番８号
破産者　木田佐代子（旧姓帶刀）
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３２７号
岡山県総社市福井172番地２
破産者　角田　基世
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第８４２号
北九州市小倉北区今町３丁目17番22―705号、破産手続開始決定時の住所北九州市小倉南区朽網西１丁目９番34号
破産者　井吉　正視
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７５６号
鹿児島県鹿児島市下福元町7346番地５
破産者　宮内扶美代
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９８３号
北海道千歳市青葉３丁目９―８エルドラード青葉Ａ―401石橋方、開始決定における住所札幌市豊平区月寒西２条７丁目２番50―505号、住民票上の住所札幌市厚別区厚別中央４条２丁目23番10号第３鷲田マンション201
破産者　佐藤久美子（旧姓加藤）
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８５号
札幌市中央区南20条西14丁目２番１号　メゾンＨＳＫ102号
破産者　品川　武世
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８号
福島県会津若松市北会津町松野字前田139番地、開始決定時住所山形県寒河江市大字寒河江字石田42番地の６
破産者　阿部工務店こと　阿部　　誠
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８０号
新潟市東区東中野山３丁目９番13―1315号
破産者　磯部千惠子
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１８号
石川県小松市観音下町ホ160番地
破産者　村中　信一
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１３９号
石川県能美市和光台２丁目81番地
破産者　阿部　里絵（旧姓亀山）
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第９３号
愛知県一宮市三条字田13番地１　グランドメゾン尾西中央205号
破産者　小川　　寛
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６５２号
和歌山県海南市日方862番地３
破産者　尾﨑　喜信
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６５８号
和歌山県岩出市荊本115番地の28
破産者　西峰　**幸**子
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６７１号
和歌山市小松原通１丁目２番地の３　県庁前第一ビル701
破産者　小串　秀樹
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係